

令和 6 年 9 月 13 日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和6年9月13日（金曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

土見大介 委員長

志賀 勝 副委員長

小野幸男 委員

伊勢由典 委員

志子田吉晃 委員

伊藤博章 委員

---

出席議長団（2名）

鎌田礼二 議長

西村勝男 副議長

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
技監	鈴木昌寿	総務部長	本多裕之
産業建設部長	草野弘一	上下水道部長	鈴木良夫
総務部次長兼 行財政改革推進 専門監	佐藤一樹	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星潤一
産業建設部 水産振興課長	平塚博之	総務部 財政課長	佐藤涉
産業建設部 土木課長	鈴木英仁	産業建設部 商工観光課長	横田陽子
上下水道部 次長兼業務課長	並木新司	上下水道部 上水道課長	熊谷孝行
上下水道部 下水道課長	佐藤寛之	産業建設部 水産振興課 水産総務係長	三浦賢

事務局出席職員氏名

事務局 長	相澤 和 広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡 美	議事調査係主査	梅森 佑 介

---

会議に付した事件

- 議案第 6 5 号 塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 6 号 塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 7 号 塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 8 号 建築物における駐車施設の附置等に関する条例を廃止する条例
- 議案第 6 9 号 塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 0 号 塩竈市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 1 号 塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 5 号 令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 7 9 号 権利の放棄について
- 議案第 8 1 号 権利の放棄について

午前10時00分 開会

○土見委員長 ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただくなくても差し支えありません。

また、窓を開放するなど感染症対策を行いますので、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

傍聴の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第65号「塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例」、議案第66号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」、議案第67号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」、議案第68号「建築物における駐車施設の附置等に関する条例を廃止する条例」、議案第69号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、議案第70号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」、議案第71号「塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例」、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第79号「権利の放棄について」、議案第81号「権利の放棄について」の10件であります。

これより議事に入ります。

議案第65号ないし議案第71号、第75号、第79号及び第81号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例」など、計10か件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○土見委員長 では、続いて説明をお願いいたします。

平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、議案第65号「塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.4の令和6年第3回塩竈市議会定例会議案の20ページをご覧くださいと思います。

本条例の一部改正の提案理由でございますが、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づきまして、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえまして占用料の見直しを行うために、今回、所要の改正を行うものでございます。

次に、内容について、議案資料でご説明いたしますので、資料No.20、第3回市議会定例会議案資料の24ページをお開き願います。

2の見直しに当たっての基本的な考え方でございますが、塩竈市が管理している寒風沢、野野島漁港の占用料につきましては、昭和44年塩竈市漁港管理条例を施行し、下の表の現行にありますとおり、本市独自の金額を設定しておりましたが、条例施行以来、見直しを行っていなかったことから、今回、漁港を有する県内自治体の水準を踏まえ、合理的な見直しを図るものでございます。

3の見直しに当たっての算定の考え方でございますが、今回、宮城県や漁港を有している他の自治体の類似条例を確認しました。宮城県の占用料と同額、もしくは、高い額に設定している自治体が多数ございます。また、桂島漁港につきましては、宮城県が管理している漁港であることから、浦戸地区で島ごとに占用料が異なっている状況があります。そのことから、今回、宮城県に準じた料金に改正するものでございます。

見直し案でございますが、工作物を設置する場合の電柱・支柱等につきましては、1本につき1年120円から540円に、埋設物は60円から改定により3段階に分けまして、0.4メートル未満を85円、0.4メートルから1メートル未満を190円、1メートル以上を395円に、広告物、標識類、看板等々その他につきましては統合いたしまして、1平方メートルにつき1月15円に、工作物を設置しない場合は、1平方メートルにつき1月10円を1平方メートルにつき1日7円とするものでございます。

4の施行日ですが、お認めいただき次第、10月から申請者に対しご説明をさせていただき、令和7年4月1日から運用を開始させていただきたいと考えております。

なお、22、23ページには、条例改正に係ります新旧対照表を載せてございますので、後ほどご参照願います。

水産振興課からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 続きまして、商工観光課よりご説明させていただきます。

議案第66号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.4の21ページをご覧ください。

塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例につきましてご審議をお願いするものでございます。

資料No.20の議案資料27ページを用いてご説明させていただきます。

塩釜港旅客ターミナル条例の一部改正についてでございますが、概要です。

第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化等を踏まえた旅客ターミナル利用料金の基準額等の見直しとともに、会議室の施設区分を変更するため、所要の改正を行おうとするものです。

2、基本的な考え方ですが、見直し後の使用料は、原価である運営経費を基本として算定しています。利用者の急激な負担増を抑制するため、現行の1.5倍を上限とします。

また、市民の利用のしやすさを確保するため、市民以外が利用する場合は、1.5倍の料金を設定します。

冷暖房使用料につきましては、実費相当額を設定しています。

今後、原則として3年ごとに見直しを実施します。

3、算定の考え方及び見直し案について、ご説明いたします。

(1) 会議室の施設区分等の見直しについてでございます。

現行条例に記載の「2階インフォメーションセンター」ですが、図にお示ししております赤い点線の区画となっております。こちらは、現在、業務用施設に転換されている状態でありますので、こちらを現行条例から削除しまして、現在、会議室として利用されている、青く網かけしておりますアクアルームを現況に合わせた形で新たに会議室として規定するものです。

1時間当たりの基準額は、それぞれ記載のとおりでございます。

28ページをご覧ください。

(2) 市民以外の施設利用料の改正ですが、市民以外の方が利用する場合は、使用料を市民の1.5倍といたします。

(3) 冷暖房使用料の新設でございます。

これまで冷暖房使用料は、会議室料金に含めた考え方としておりましたが、他の公共施設と

同様に、会議室の利用料金とは別に実費相当額を設定いたします。各施設の1時間ごとの冷暖房使用料見直し案は、記載のとおりでございます。

施行日は、令和7年4月1日を考えております。

なお、25ページに新旧対照表を掲載しておりますので、こちらも併せてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

塩釜港旅客ターミナル条例の一部改正につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 続きまして、まちづくり・建築課から、議案第67号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

初めに、資料No.4、定例会議案の23ページをご覧ください。

本議案の提案理由ですが、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえた手数料の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、資料No.20、議案資料でご説明いたしますので、30ページをご覧ください。

初めに、1、概要ですが、先ほどの議案でご説明したとおり、建築台帳記載事項証明書の交付手数料の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

2、見直しに当たっての基本的な考えですが、1つ目が、見直し後の手数料は原価であるサービス提供経費の反映を基本とします。2つ目は、利用者の急激な負担増を抑制するために、見直し額については現行の1.5倍を上限とします。3つ目は、今後は原則として3年ごとの定期的な見直しを実施することとしております。

3、算定の考え方及び見直し案ですが、建築台帳記載事項証明書の交付手数料について、人件費や物件費などのサービス提供経費の反映を基本に算定してまいりたいと考えております。

見直し案としましては、下の表のとおり、証明書1件につき現行300円から150円増額し450円に見直しするものでございます。

建築台帳記載事項証明書の具体的な使用例は、宅地建物取引業者による重要事項説明時の書面の代替に活用されており、既存住宅の適切な取引環境を整備し、流通市場の活性化を図るものでございます。

今後の予定としましては、議会でお認めいただき次第、10月から、主に宅地建物取引業者な

どの来庁者への周知をさせていただき、令和7年4月1日からの運用開始をさせていただきたいと考えております。

なお、29ページには条例改正に係る新旧対照表を載せておりますので、後ほどご参照願います。

議案第67号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」についての説明は以上となります。

それでは引き続き、議案第68号「建築物における駐車施設の附置等に関する条例を廃止する条例」について、ご説明いたします。

初めに、資料No.4、定例会議案の24ページをご覧ください。

本議案の提案理由ですが、一定規模以上の建築物における駐車施設整備の義務化等について、社会経済情勢等の変化に合わせて廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、資料No.20、議案資料でご説明いたしますので、31ページをご覧ください。

初めに、1、現状ですが、本市は、駐車需要の緩和と路上駐車解消を図るため、昭和51年2月に駐車場整備地区を都市計画決定するとともに、当該地区内に一定規模以上の建築物の新設等を行う者に駐車施設の附置を義務づける、建築物における駐車施設の附置等に関する条例を施行し、健全な都市機能の維持及び増進に努めてまいりました。

今般、駐車場施設を取り巻く状況の変化などを踏まえ、本年4月、駐車場整備地区の都市計画を廃止いたしましたので、整合を図るため、当該条例についても廃止しようとするものでございます。

なお、条例適用地区は、32ページにお示ししている赤、またはオレンジの、中央駐車場整備地区と新浜駐車場整備地区となります。

31ページにお戻り願います。

以下、条例を廃止しようとする理由について、ご説明いたします。

まず、2の駐車施設を取り巻く状況の変化についてですが、(1)市中心部の駐車台数の状況にありますように、駐車場整備地区を都市計画決定した昭和51年当時は、モータリゼーションの進展により、駐車需要の緩和や路上駐車解消が求められておりました。

その後、平成12年6月に大規模小売店舗立地法が施行され、商業施設等の立地に際しては、周辺地域の交通に影響を及ぼさないよう、必要な駐車台数が整備促進され、本市の中心部においては、十分な駐車台数が確保されている状況にあります。

また、資料の中段の表には、平成29年3月に中央公共駐車場の整備計画を検討した際の調査結果をお示ししておりますが、中央公共駐車場から半径300メートル以内の公営・民営駐車場21か所の利用状況は、ピーク時間当たり最大で66.6%の利用率で、約3分の1の駐車スペースに余裕があるとの結果を得ているところです。

次に、(2)の今後の交通量の見通しについて、ご説明いたしますと、平成29年度に実施した第5回仙台都市圏パーソントリップ調査では、令和22年の将来交通量は、令和2年と比較すると、約22%の3万台程度減少する見込みとなっており、将来的な人口減少が自動車交通量を減少させる要因となっていることも踏まえると、今後も引き続き、駐車需要は満たされる見通しとなっております。

以上のことから、今後、市中心部における施策的に、駐車施設の附置を義務づける必要性が薄れていることから、都市計画の廃止に合わせて、当該条例についても廃止するものでございます。

3、今後の予定ですが、議会でお認めいただいた後は、附置義務駐車場届出者などにその内容について周知させていただきます。

議案第68号「建築物における駐車施設の附置等に関する条例を廃止する条例」についての説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○土見委員長 並木業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 私からは、議案第69号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.4、令和6年第3回塩竈市議会定例会議案の25ページをご覧ください。

本条例の提案理由ですが、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰などの状況を踏まえた手数料の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、内容について説明いたしますので、資料No.20、市議会定例会議案資料の34ページをご覧ください。

1、概要にございますとおり、給水装置工事の工事検査手数料の見直しを行うために所要の改正を行おうとするものです。

2の基本的な考え方につきましては、サービス提供経費の反映を基礎としまして、見直し幅が大きい場合には激変緩和措置を設けます。また、今後は、原則として3年ごとの定期的な見直し、試算を実施してまいります。

3のこれまでの取組状況といたしましては、指定給水装置工事事業者の団体と意見交換を行っております。また、見直しに向けた取組の状況を記載したリーフレットを、手続などでお見えになった工事事業者の皆様に配布をさせていただきました。

4の算定の考え方と見直し案につきましては、サービス提供経費の反映を基本といたしまして、工事検査手数料のうち、一般が3,000円を4,460円に、協議を要するもの、受水槽であるとか高層の建物の直結給水については、5,000円を5,570円に見直すものです。

5の施行日ですが、令和7年4月1日といたしまして、施行日以降に申請があったものから適用してまいりたいと考えてございます。

また、同じ資料の33ページに新旧対照表を掲載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

上下水道部業務課の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道課からは、議案第70号、議案第71号の2件につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案第70号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明させていただきます。

資料No.4、市議会定例会議案の26ページをお開き願います。

提案理由でございます。

第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえた手数料の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案の内容につきまして、資料No.20を使いましてご説明いたしますので、議案資料の38ページをお開き願います。

1の概要でございます。

さきの提案理由に基づきまして、排水設備工事設計審査手数料及び工事検査手数料の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の基本的な考え方でございますが、見直し後の手数料は、原価であるサービス提供経費の反映を基本として算定しております。見直し後の手数料につきましては、現行の1.5倍を上限とする激変緩和措置を適用しております。

今後は、原則といたしまして3年ごとの定期的な見直しを実施してまいりたいと考えており

ます。

3のこれまでの取組等でございますが、水道と併せまして、工事事業者団体との意見交換、また、リーフレットを配布いたしまして、見直しに向けた取組状況の周知を行ってまいりました。

4の算定の考え方及び見直し案でございます。

下の表をご覧ください。

まず、設計審査手数料につきましては、内径150ミリまで1件につき現行300円を、見直し案では150円増の450円とするものでございます。また、工事検査手数料につきましては、1件につき現行150円を、見直し案では70円増の220円とするものでございます。

5の施行日でございますが、令和7年4月1日とするものでございます。

35ページからは、塩竈市下水道条例一部改正新旧対照表を示しております。また、文言の整理も併せて行っておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、議案第71号「塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明させていただきます。

資料No.4、定例会議案の27ページをお開き願います。

提案理由は、議案第70号と同様となりますので、割愛させていただきます。

次に、議案の内容につきまして、資料No.20を使いましてご説明させていただきます。議案資料の40ページをお開き願います。

1の概要でございます。

こちらにつきましても、排水設備工事設計審査手数料及び工事検査手数料の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

4の算定の考え方及び見直し案でございます。

下の表をご覧ください。

設計審査手数料につきましては、内径150ミリまで1件につき現行300円を450円とするものでございます。また、工事検査手数料につきましては、現行の150円を70円増の220円とするものとなります。

5の施行日につきましては、令和7年4月1日とするものでございます。

また、同じ資料39ページには、塩竈市漁業集落排水事業条例一部改正新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

下水道課からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 続きまして、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、水産振興課に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.20の第3回市議会定例会議案資料の78ページをご覧ください。

水産業・水産加工業販路拡大支援事業でございますが、1の概要です。

現在、水産業界を取り巻く環境につきましては、地球温暖化に伴う海水温の上昇に起因する水産物の不漁や漁獲対象種の変化、また、変動が激しい円相場に伴う輸入原魚や光熱水費、資機材等の高騰など、大変厳しい状況にあります。

あわせまして、東京電力によるALPS処理水の海洋放出に伴う外国の禁輸施策により失われた販路もございますことから、今回、市内水産加工業者の販路等の回復及び拡大を目指すために事業を実施するものでございます。

2の事業内容でございますが、大手の量販店におきまして、水産品・水産加工品をはじめとした本市の特産品を販売しPRする塩竈フェアを開催し、新たな地域での販路の開拓や、その地域での消費者志向の把握をいたしまして、今後の売上げの向上や新商品の開発につなげていくものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費として100万円、財源につきましては、ミナト塩竈まちづくり基金繰入金となっております。

4の今後の予定でございますが、議会でお認めいただき次第、即関係事業者と調整をさせていただきます。11月の事業実施を予定しております。

次に、同事業に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.18、令和6年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書でご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、12、13ページをご覧ください。

第6款農林水産業費第2項水産業費第2目水産業振興費第12節委託料といたしまして、事業内訳記載の「みやぎの台所・しおがま」推進事業に100万円を計上してございます。

次に、同事業に係る歳入予算について、ご説明いたします。

同じ資料の6ページ、7ページをご覧ください。

第19款繰入金第1項基金繰入金第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金第1節ミナト塩竈まちづくり基金繰入金として100万円を計上してございます。

水産振興課からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 続きまして、まちづくり・建築課から、議案第79号「権利の放棄について」、市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料について、ご説明いたします。

初めに、資料No.4、定例会議案の45ページをご覧ください。

本議案は、権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、資料No.20の議案資料でご説明いたしますので、83ページをお開き願います。

初めに、1、概要についてですが、塩竈市市営住宅条例により決定した家賃等についての債権のうち、消滅時効が完成しているものについて権利の放棄をしようとするものです。

2、権利の放棄の内容ですが、(2)の債権額は173万9,400円です。(3)の債務者数は5名。(4)の債権数は201件。(5)の放棄の理由でございますが、滞納発生後、督促等を行ってきたものの支払いがされず、未回収のまま時効期間が経過し、5年間の消滅時効が完成したため、権利の放棄をするものです。(7)の債権の管理状況につきましては、未納を確認し、督促状、催告書送付、訪問徴収、分納誓約書の取付け、所在調査を実施してまいりましたが、未回収のまま時効期間が経過し、消滅時効が完成いたしました。

3の債権の内訳でございますが、下の表のとおり、平成23年度から平成30年度までについて、年度ごとに消滅時効が成立している債権数と金額をお示しさせていただいております。

4の今後の予定ですが、今定例会でお認めいただきましたならば、議決後、不納欠損処理を年度内に行うこととしております。

議案第79号「権利の放棄について」、市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料の説明は以上となります。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○土見委員長 並木業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 私からは、議案第81号「権利の放棄について」、ご説明いたします。

資料No.4、令和6年第3回定例会議案の47ページをご覧ください。

水道料金の債権については、消滅時効が完成したため、地方自治法第96条第1項第10号の規

定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、内容についてご説明いたします。

資料No.20の議案資料85ページをご覧ください。

概要にございますとおり、塩竈市水道事業給水条例に基づきまして、水道料金債権のうち、消滅時効が完成するものについて権利を放棄しようとするものでございます。

2の権利放棄の内容でございます。(1)権利の内容は、水道料金についての債権でございます。(2)の債権額は95万7,442円。債務者数は118人。債権数は359件となります。(5)の放棄の理由ですが、督促等を行ってきたものの支払いがされずに未回収のまま時効期間が経過し、消滅時効が完成したためです。(6)の時効期間は、平成30年度及び令和元年度について、こちらは改正前の民法が適用されることから、水道料金債権については時効期間が2年となっておりますので、こちらについて、今回、放棄をさせていただきます。

なお、令和2年以降につきましては、改正後の民法の適用がされますので、時効期間が5年間に改正されてございます。(7)の債権管理の状況といたしましては、未納が発生した場合、翌月に督促、さらにその翌月に催告という形で料金の納入をお願いしているところですが、その後さらに未納が続きますと、給水を停止してございます。今回、こちらについては、全て給水が既に停止されている案件になります。

3の権利の内容につきましては、記載のとおり、平成30年度で147件、43万887円、令和元年度につきましては212件、52万6,555円となっております。

今後の予定ですが、議決後速やかに債権放棄の処理を実施してまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○土見委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志賀委員。

○志賀委員 私からは、資料No.20の25ページ、マリゲート塩釜の件です。

条例改正案は読ませていただいていたんですけども、まず確認なんですけど、今回の条例改正の部分に関して言うと、新設するアクアルームという部屋の料金改定についてということなんですけど、ほかの建物自体の家賃やそのほかの部屋の使用料なども、今回の改定で料金の

値上げの幅を認める形になるのでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回は、行財政改革に基づきます全庁的な方針の中で、会議室の使用料につきまして、一定のルールの下、改正を行ったものがございます。いわゆる業務用施設と呼んでおりますが、こちらにつきましてはテナント料金という部分かと思いますが、やはり、施設の使い方など、今、様々な議論を行っているところでして、今回の対象には含まれておりません。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうしますと、今回、条例の対象になる部屋というのは、新設されたアクアルームと、あとマリンホール、ベイサイドルームの3か所という考え方でよろしいでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 そのとおりでございます。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 次に、冷暖房使用料の件なんですけど、3階のマリンホール、2階ベイサイドルーム、新設のアクアルーム、1時間につきという冷暖房料金を頂きますというところなんですけど、マリンゲート塩釜のホームページを見させていただくと、3階マリンホールについては2時間からの使用ということで特記事項に書いているんですけども、これについてはどういう解釈になるのでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 2時間からの使用ではございますが、料金が発生するのは1時間単位ということでの計算になります。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

もう一つ確認なんですけど、今回、営業行為が伴うものと営業行為が伴わないものというところの区別がされますということなんですけど、この区別については、アクアルームだけではなくて、ほかの会議室、マリンホール、ベイサイドルームについても適用されるということでもよろしいでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 同様に、営業行為の場合は、3施設とも同じような考え方となります。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 それでは、営業行為が伴う場合というところの、営業行為の判断基準については、指定管理者にお任せするという事によろしいでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 営業行為につきましては、一定のルールが定められておりますので、指定管理者が利用者と利用内容を確認した上で、その場所を営業場所として使用するかとか、実際の中身が会議であるかとか、そういった中身を確認した上で算定されております。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 その営業行為の範囲というものも、条例を見直すのであれば明記されていたほうがいいのかなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 営業的利用につきましては、例えば、ふれあいエスプ塩竈、公民館といったようなほかの公共施設も同様の一律の対応となってまいります。実際に、営業に使わるとみなされるかどうかというのは、ケース・バイ・ケースの部分がございますので、その場の確認の中で判断されていくものと思います。よろしく申し上げます。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

同じような質疑になるんですが、市内外の利用者によっても料金が区別されるということなんですけれども、この市内外の利用者の定義というのはどこにあるのでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 まず、法人につきましては、法人の所在地が市内であるか市外であるか、もし営業所ということになりますと、例えば、その営業所が主催者と言えるのであれば、市内だと言ってよろしいかと考えております。

また、個人につきましては、代表者の住所が市内であれば市内ということでご利用いただきたいと思います。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうしますと、例えば、ハローワークや税務署など、いろいろな方に利用していただいているかとは思いますが、これは指定管理者に委ねるというお話なので深掘りはしないかとは思いますが、本社所在地等々が分かっているところ、あるいは、繰り返し使っているところに、例えば、たくさん使ってもらっているからそのままいいよとかという自由裁量権という部分に関してはどういったお考えで進められているのでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 利用に関しては、あくまでルールで定めてまいりたいと思っておりますし、繰り返し使っているからとか、そういった部分の裁量は指定管理者にはないものと考えております。あくまで利用する方が主催者であるかというあたりを基準に判断していくものになると思います。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それでは、例えば、会議室の利用等々について、利用者によって区別するものはないというご回答でよろしかったでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 質疑を確認させていただきたいのですが、利用者によって区別といたしますと、どのような部分だったか、もう一度お願いします。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 言葉足らずですみません。例えば、お部屋の利用料金というのは、今回1時間単位でという話なんですけれども、例えば、片づけをするのは、規約を見ると、全部利用者でやるようにというお話があります。本当に利用者だけでやっているのかどうかということとか、料金の改定に伴って1時間という利用料金の考え方の部分は、直接的に簡単に言うと、利用状況がどうも平等ではないというようなお話も多々聞いていますので、例えば、塩釜港

開発株式会社の職員の方が手伝いをしている場合があったりだとか、そういった場合の公平性というところの部分について、今答えられる範囲でお答えいただければなというところだったんですけども、今回の条例改定の部分に関して関係ない話だというのであればお答えいただかなくても結構です。一応、もう一度問います。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 塩釜港開発株式会社の職員がどのぐらいお手伝いしているかという部分につきましては、申し訳ありません、把握していない部分もありますが、少なくとも施設をお貸しする側として、例えば、必要な備品を出したりしまったりという役割分担は負っているはずです。また、原状に戻してお返しいただくという中で、一定の作業をする時間というものも利用時間に含まれてまいりますので、そういった中で明確にしていく必要があるかと考えております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

マリンゲート塩釜は、ほかの公共施設と違って、家賃収入とか、商業施設だという認識の下に、ある程度、指定管理者に経営の権利というものを委託しているということで、今回の条例改定の部分に関して言うと、任せる範囲を広げるので、要するに料金の幅を広げるので認めてくださいということと理解しておりますので、質疑は以上にいたします。ありがとうございました。

○土見委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

伊勢委員。

○伊勢委員 私も今の条例の関係で何点かお聞きしたいと思います。

1つは、塩釜港開発株式会社自身の運営ということで、今回、示されておりますが、初歩的な質疑なんですけれども、塩釜港開発株式会社のこういった規定については、塩竈市で条例化して、例えば、家賃だとか、あるいは、今回の施設等々のこういった料金について定めていくということによろしいのでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 指定管理の施設としてお願いする中で、料金等につきましては、条例に基づいて、そのルールの範囲の中で利用していただくというような決まりになっております。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、今回の、例えば、仮に2階のアクアルームの新設ということで、基準額が1,100円ですか、営業行為が伴う場合もあるようですが、そうすると、塩釜港開発株式会社の家賃収入、料金ということでよろしいのでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 そのようになります。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そういうことで営業行為というかな。第三セクターで、塩竈市と資本金を県とほぼ半分半分、途中で減資しているようですけども。

それで、お尋ねなんです、指定管理料というのは、令和6年度、私も改めて予算書を見たらなかったの、指定管理料というのは払っているのかいないのか、その辺を確認させてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 現在、指定管理料はお支払いしていない状況です。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうしますと、条例を塩竈市が決めて定めて、使用した場合の料金は全て塩釜港開発株式会社のものになるということですよ。そして、指定管理はしているものの、指定管理料は一切入っていないということに相なろうかと思うんです。

そこで、改めて、今回なぜそういう質疑をしたかということ、令和6年度の予算書を見たら、塩釜港開発株式会社に出しているのは修繕費だけなんです、あらかたね。施設ですからどうしても老朽化してしまうということで、傷んでいて階段を直したり、それぞれあるようです。

そういうことで、塩釜港開発株式会社への塩竈市の対応はそのようにしているようですが、そうしますと、例えば、資料No.20の資料で、塩釜港旅客ターミナル条例の一部改正というのはどういう流れかなということで、私も改めて二度三度、読んでみたんですが、今お尋ねしたことを考えてみると、概要の第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づきというのは、これは適切な表現ではないのではないかと思います。

それで、改めて第5次行財政改革推進計画アクションプランを読みましたら、塩釜港開発株式会社、塩釜港旅客ターミナルについての行財政改革についての様々なそういうものについては一切ないんです。一、二度読んだので間違いはないと思うんですが、何でこういう表現の仕方をしているのかなというのが私の疑問なんです。その辺どうなんですか。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 今、第5次行財政改革推進計画に基づいたというような表現がどうかというようなご指摘をいただきました。

今回、料金改定をさせていただいているのは、確かにアクアルームの新設という形で料金を設定させていただいておりますが、そのほかに、次のページになりますが、市民以外の利用料の設定を1.5倍にするということと、あと冷暖房の使用料の新設ですね。こちらについては、旧来は使用料に含まれていたということもありますので、そこを抜き出しをして適正化すると、限定化するというような取組をさせていただいておりますので、そういった観点から、今回、見直しをさせていただいているというようなことになります。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それはそれで、そういうことでの考え方でよろしいかと思うんだけど、塩竈市に、例えば、アクアルームの使用料というのは入るんですか。入らないんじゃないですか、歳入として。その辺どうなんですか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 アクアルームの件につきましては、先ほどの概要のところでご説明が分かりにくかったかもしれない部分がございますので補足させていただきますが、第5次行財政改革推進計画に基づいて見直す部分とともにとございまして、アクアルームの設定の新設につきましては、この見直し案について、条例改正の中で見直しをこのタイミングでやっていただきたいという位置づけになっておりまして、収入が行財政改革として市に入ってくるというような考え方ではございませんので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 だから、例えば、歳入で入ってくるんだったら、私もそういうものかなと、歳入確保で、第5次行財政改革推進計画アクションプランの中での項目に該当するのかなということになるんですが、うんと単純に平たく言うと、アクアルームの新規の部屋代、あるいは、

ブレアマリーナの隣の部屋、それが施設になったとすると、事業者のところだったので、見直しという、そういう形ですね。

先ほど商工観光課長もおっしゃったように、入ってはこないということになると、果たしてこの概要の表現が適切だったのかどうかということを私は疑問に思ったんです。二度三度読んでみて、大体そういう表現が適切ではなかったのではないかなと思ったけれども、いかがでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 分かりにくくて申し訳ありません。

やはり、この概要の中にも2つの目的というか、2つの趣旨が含まれておりまして、計画に基づく見直しと併せて、会議室の施設区分を変更したいという条例改正のご説明をさせていただいております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いろいろな条例提案する上での立てつけがあるんでしょうけれども、私的には、これはその点でも、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づきというのは根拠がないのではないかなと、そういうことを指摘しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、様々、結構件数が出ているので、事務的にお尋ねします。

1つは、塩竈市漁港管理条例の一部改正ということで、24ページのところに出ておりますが、これは事務的なお尋ねですが、例えば、電柱、支柱の工作物1本につき1年限りということなんです。これはどうも文章を見ると、寒風沢、野々島ということですが、何本ぐらいのセットになっているのか。実際どのぐらいの電柱になっているんですか。ちょっとそこだけ確認させてください。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 寒風沢、野々島の漁港施設内にあります電柱の数ということですけれども、現在は36本あるという状況でございます。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 次に、同様の形でお聞きしますが、建築基準条例の見直しということで一部改正、

30ページですが、これの説明がありました、例えば、令和5年度については大体どのぐらいの申請数だったのか確認させてください。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

令和4年度の交付実績でございますが242件、令和5年度につきましては201件となっております。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そして、34ページのところで事務的なお尋ねですが、塩竈市水道事業給水条例の一部改正ということで、工事検査手数料というものがございます。一般と協議が必要なものと2つに分けられているんですが、これも、令和5年度でもいいんですが、大体どのぐらいの工事検査手数料だったのか確認させてください。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 令和5年度の決算値で言いますと、一般で324件、協議を要するもので31件となっております。

よろしくをお願いします。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

次の塩竈市下水道条例について一部改正というところで、設計審査手数料ということで、これも事務的なお尋ねで、内径150ミリ、あと200ミリ等々についてお尋ねします。

○土見委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道ですけれども、令和5年度で言いますと、設計審査手数料の部分は、150ミリで241件、200ミリはございません。検査は、令和5年度259件となります。

漁業集落は、設計審査はゼロ件、検査もゼロ件という形です。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで確認したいと思うんですが、例えば、水道給水事業の関係で、34ページのところで、これまでの概要ということで、指定給水工事業者団体との意見交換ということをやっていたらよかったんですね。それからリーフレットの配布、見直しに向けた取組等の周

知ということで、条例が整ったら令和7年4月1日以降の申請ですよと、こういう話です。

それから、下水道事業等々についても、工事事業者との意見交換、38ページのところで、意見交換、リーフレットの配布、見直しについての取組状況ということでやっていらっしゃるんですが、事前に周知をするための取組ということで進めていたようですが、そうすると、今回の条例提案についての、ある程度、事業者の皆さんとの事前の話合い、協議ということでやってきたということによろしいのでしょうか、両方とも。

○土見委員長 並木業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 こちらは市全体の動きとして、行財政改革の推進の中で料金見直しというのが、今回、全体の動きがありますので、そういった動きがある中で、水道に関して、下水道に関して、こういった項目の見直しを進めているということでの話をさせていただきます。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 つまりは、第5次行財政改革推進計画に基づいてと、こういう話ですよ。

リーフレットの配布というのはどういうものなのか確認させてください。どういうものをお配りしたのか。

○土見委員長 並木業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 リーフレットにつきましては、給水工事であれば給水工事の審査手数料等について、現在、見直しを進めている行財政改革に基づいての受益者負担の適正化を行うことを検討しておりますということでのリーフレットを配布しております。

その中に、現行料金と、例えば、実際にかかる費用はこのぐらいの経費、その消費をするためにかかっておりますというようなご紹介、周知ということで掲載しております、それについての様々ご意見をいただいていたということでございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 つまりは、第5次行財政改革推進計画等々の考え方を、ある程度分かりやすくお示ししたということですね。

ちなみに、例えば、水道事業の方々というのはどのぐらいあるのか、私もあれですけども、塩竈市の水道事業者というのはどれぐらいあるのか、あるいは下水の関係で、そういった事業者をちょっと教えてください。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 事業者の方なんですけれども、塩竈市の管工事組合の組合員をメインとした方々と意見交換をさせていただいております。（「何件か。件数。ざっくりでいいです」の声あり）その際に参加していただいた方については、10件の会社の方が参加いただきました。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 管工事組合だから、それなりの件数があると思うんですが、いずれにしても、これは、結局、例えば、うんと平たく言うと、34ページで言うと一般というところで、現行3,000円ということ、それから協議が必要なものはマンション等々と。これは両方とも業者が負担するのか、ないしは、市民の皆さんが負担するのか、その辺の分け隔てを確認させてください。

○土見委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 こちらの手数料につきましては、実際に窓口に来る業者が納める形にはなるんですけれども、最終的には、業者から建て主に請求する形になります。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 業者は、一時的に資金繰りして出すんでしょうからね、立て替えるというか。つまりは、市民の皆さんの負担ということになるわけです。最終的に工事の中に加味するんでしょうからね。支払いの分もね。分かりました。そういうことで捉えさせていただきたいと思えます。

そこで、改めて確認なんですけど、私ども第5次行財政改革推進計画についていろいろ勉強させていただいたんですけれども、例えば、総括質疑でうちの小高議員が、ある事例をもって指針ということでの話をして、私どもいろいろ調べてみたら、石巻市で2018年11月からそういった手数料、使用料についての様々な指針を設けているようです。指針を設けているんですが、今回の骨子の中で参考になるのは、直接、昨日聞いたんです、石巻市の担当の方に。議会の説明は、やはり指針を踏まえて説明しましたと。あとは、本予算は2019年かな、条例をその時点で出したようなので、事前に2018年11月頃かな。その辺は議会とのすり合わせといいですか、意見を聞く場を設けたようですが、今回の条例の提案の関係で、一応、議会には示されました。それはそのとおりかもしれないんだけど、言わば議会とよくよく議論

する場というのはあったのかなかったのか、その辺を確認させてください。あったというのは、協議会でやったといえればそれまでの話だし、あるいは、何らかの形で相互意見交換をしたとか、そういう場はあったのかなど。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 意見交換の場ということでございます。

私どもといたしましては、内部的には一定の整理をさせていただいた上で、今回の使用料、手数料の見直しということで進めさせていただいております。

議会へのご説明ということに関して言えば、まず5月に協議会があったかと思いますが、3つの協議会に対してご説明をさせていただいたということを経済オフにいたしまして、市民説明会、その後のパブリックコメントと手続を進めさせていただいたというような経緯がございます。

他市の事例なども踏まえまして、今後も適切に業務を進めていきたいというような思いは重々あるんですけれども、私どもといたしましては、こういった見直し、原価にまで踏み込んで抜本的な見直しをしてきたというのは、ある意味では初めての取組ということもございまして、適切に進めてきたという思いはあります。

ただ、不足する部分があったということでありましたら、そちらは真摯に受け止めて、今後、情報発信の在り方等々でしっかり努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 石巻市のやつを見ると、マトリックスなどもきちんと載っているんです。市場性と公共性、使用料と手数料、双方をちゃんと載せているんです、マトリックスで。

だから、議会の方々がどのように判断するかというのは別問題にして、やはりかなり丁寧なそういった指針を示して、それを踏まえて、恐らくはここまでの資料だから、意見交換をした上で、2019年の条例提案となったんでしょうけれども、やはり、その辺の不足といえますかね。私たちには分かります。

例えば、議案、今回の使用料手数料について二度ほど出ましたでしょう。塩竈市の公共施設はこのぐらいあって老朽化して何だりかんだりってね。それはそれでいいんだと思うんです、説明程度の話ですから。だけれども、そういう指針をしっかり立ててマトリックスを作って、公共性、市場原理、じゃあどのぐらいの税の負担をすればいいのかということも含めた、や

はりそういったものが私は必要ではなかったのかなと思うんです。

だから、その辺の不足といえば不足なんでしょうけれども、この辺はひとつ今後の、例えば、3年ごとの見直しということを既に言っているのも、これはきちんと精査していただきたいということはまず一言言っておきたいと思います。

その上で、私ども議会にいろいろと示されましたが、市民説明会、80人出ましたでしょう。ちょっとこの内訳を教えてほしいんです。やったのは6月26日ですよ。あと7月1日の北部。7月2日の東部、西部、南部、あと7月23日、7月28日、その辺の市民への説明の方々の内訳だけ教えてください。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 市民説明会の参加人数の内訳ということでご回答させていただきます。

まず6月26日、浦戸ブルーセンターで行いました。こちらの出席者は4名来ていただいております。それから7月1日、塩釜ガス体育館で行いましたが、こちらは17名の方、7月2日、ふれあいエスパ塩竈31名、23日、同じくふれあいエスパ塩竈11名、28日、同じくふれあいエスパ塩竈で19名、合計82名となります。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そういう説明会を開いたと。パブリックコメントをやっていらっしゃるという話ですが、私も見させていただいたんですが、件数としてはどのぐらいあったのかどうか。その辺の確認、最終的なパブリックコメントについての、今現在も含めてどの辺まで出ているのか教えてください。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 パブリックコメントについてですけれども、今年の7月2日から8月2日の正午まで実施させていただきまして、いただいた意見は22件になります。その回答は市ホームページ上で掲載させていただきたいと思います。

以上になります。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

その上で、80人、それぞれ日を設けてやっていらっしゃるということなんですが、説明会の出席の関係で、6月7日の通知を私も見ました。町内会長、自治会長各位へということで、行財政の現状と課題についての説明会ということで見えていたんですが、ちょっと気になるところは、会場の広さの関係上、各町内会、自治会の代表者1名の出席を基本、2名以上の出席を希望される方は調整するということなんですが、そうすると、ざっくり言って、塩竈市内の166のたしか届出、塩竈市の令和5年度の、塩竈市に届けた自治会ないしは町内会は166ですよね。社会福祉協議会等々の世帯数で統計を見ると1万7,811世帯。そうすると、これをもって説明を終えたというのはいささか、166世帯中、簡単に言うと80人が町内会長なのかもしれないませんが、いずれにしても、町内会長がわざわざ行政サービスについての説明を町内会に持ち帰って説明するかというと、そんなことはないと思うんです。だから、やはりこの辺のくだりも含めて、どうなったのかなど。やはり出し方についても、町内会の関係でもちょっと勇み足だったのではないかなと思うんだけどどうでしょうか。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 説明会の開催、ロジスティックスについてというようなご質疑だと思います。

今回、しっかり説明をさせていただきたいというつもりではさせていただいていたんですけども、この点ももし不足する部分があるとすれば、次回以降、しっかり反省した上でつなげていきたいと考えております。

ただ1つ、こういった説明をさせていただいている過程の中で、とある区長さんからということで紹介させていただきたいと思いますが、やはり、こういった物価高騰等、非常に続いているので、一定の見直しはやむを得まいというようなお話をいただきました。その周知をやはりしっかりしてほしいというようなお話をいただいております。

周知の媒体、何が一番いいかということで、広報しおがまは、一番、市民の方たち、しっかり見るんだというようなお話をいただきましたので、お認めいただきましたら、広報しおがま等も使いながらしっかり周知をさせていただきたいと考えておりますし、私、総務部にあります。総括という立場で、今回、事務を進めさせていただいておりますが、各使用料・手数料は所管がありますので、各所管においても、今日もいろいろご紹介させていただきましたが、各所管においても適切な形で広報周知に努めていただければいいと思っているところでございます。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いろいろパブリックコメントなどを見させていただいたので、これ以上の論は避けませんが、いずれにしても説明会の在り方についても、やはり参加者数はこれでよかったのかなと私は疑問に思っていましたので、改めてお尋ねをしたところです。

最後に、補正予算の関係で、販路拡大についてお聞きしたいと思います。議案第75号です。

お聞きしたいのは……

○土見委員長 伊勢委員、資料番号、ページをお願いします。

○伊勢委員 資料No.20の一般会計補正予算の関係なので、議案第75号です。販路拡大のところは78ページです。

塩釜商工会議所のニュースなどを見ると、結構、ALPS処理水の放流の説明会というのが随分入っていたんです。大変だなど、改めて痛感いたしました。

それで、その上で、本当に大事だと思うんです。100万円のお金を使って販路拡大していくということで、いろいろやはり業者の方々は苦勞されているんだろうと思うんですが、これらも含めて、どういう形で今後進めていこうとしているのか、考え方について、本当に量販店ということですが、その辺も含めての今後の在り方、対応について、ぜひお尋ねしたいと思います。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 今後の現状を踏まえた考え方、在り方、進め方というご質問かと思えます。

まず、今回、この100万円で塩竈フェアをさせていただいて、皆さんの業界の販路の回復・拡大ということがまず取りかかりかと思っております。やはり、これを継続的に今後やっていくことが必要かとは思いますが、こういうことを続けながら、業界の方々が疲弊している状況もございますので、その手助けになれるようなことを、今後、支援していければなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 11月に事業を実施するというので、今後の予定が書かれていますので、大事なことは、終わった後、やはり何を次に生かすかということが大事だと思うんです。まず1回

やってみて、その上でじゃあ次に何を生かすかというところは、やはりアンケートを取ったり意見交換したり、そのようにつないでいくと。せっかく100万円というお金を使うわけですから、その辺について、もしお考えがあれば確認したいと思います。

○土見委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 委員おっしゃるとおりかと思います。やった後の事後検証というものも当然必要かと思しますので、それに伴う状況を皆さんから聞き取りながら、今後どういった支援などができるのだろうかということ聞き取りながらやっていければと思います。

以上です。

○土見委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

志賀委員。

○志賀委員 1つだけ確認なんですけれども、今回の全体的な話かもしれないんですけども、激変緩和措置という言葉の定義ですかね。一応、全部資料を読み取ったときに思ったのが、市外の人と、あと商業目的の人にはこの措置は適用しないという考え方で大丈夫でしょうか。要は、この措置というのは、今の利用料金をベースにして1.5倍という考え方ですよ。ということは、今のところも市外からも来ているかもしれないですし、商業目的で施設を利用されている方もいらっしゃるかもしれないですよ。その人たちから見ると、この1.5倍を超えた値上げを今度、提示するわけですから、そうすると、激変緩和措置を適用するというのは、塩竈市民の商業利用されない方についてだけ1.5倍、それ以外の方については1.5倍以上になるけれども、それで間違いはないですか、解釈は。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 激変緩和措置の1.5倍と、市民と市民以外の利用の1.5倍というのはたまたま同じなのでちょっと混同するかもしれないんですが、まず激変緩和措置の1.5倍というのは、原価計算した上で大幅に料金が上がる場合をセーブするための1.5倍ということになります。それについては、今回、ベースの使用料・手数料が1.5倍を上限に引き上がるという意味になります。その上で、市民と市民以外の方がその施設を利用する場合は、その1.5倍を基準にして振り分けをする、価格差を設けるというような理解になりますので、そういった考え方で、今回、整理をさせていただいているということになります。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 利用者の方からすると、今まで100円で利用していたものが150円まで上がるのが1.5倍です。今まで100円で利用していたものが250円、300円になるよという場合もあるわけです。なぜかという、商業利用、あとは冷暖房費、あと市外ですか。利用者の方からすると、今まで利用していたわけです、100円で。それが250円、300円になるよというときの説明をどのようにしたらいいのかなと思うんですけども、何かありますか。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 個別の施設に応じてケース・バイ・ケースなところもあろうかと思いますが、委員おっしゃるとおり、今まで100円払っていたものが、今回1.5倍に引き上がるので、まず150円に引き上がりますと。その方がたまたま塩竈市民以外であれば、さらにその1.5倍になって、その人がエアコンを使うとなれば、さらに実費相当分も付加されるということもあり得ると思いますので、100円をベースにすると1.5倍以上、実際にお支払いしていただく場合の金額というのはあり得るかと思いますが、ただ、施設によっていろいろなケースがあると思いますので、そこは各施設によって適切に説明なり、実際に運用していただければいいかと考えています。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ、これから説明会があるのかどうなのか分からないですけども、私が聞いた説明会では、そういう分かりやすい説明はなされていなかったもので、ぜひそこをかみ砕いていただくと分かりやすいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○土見委員長 ほかにご質疑はございますでしょうか。

小野委員。

○小野委員 私から1件だけ、議案資料No.20の議案第79号「権利の放棄について」、市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料ということで、これは協議会でも出ておりますけれども、ほかにも水道とかありますけれども、市営住宅で質疑させていただきます。

協議会のときは、債権の内訳で件数だけ、件数は出たんですけども、今回、使用料、債務者数が5人ということでありまして、件数を見たときに、かなり債務者の方が多いのかなと思ったんですけども、5人ということなんですけれども、債権の内訳で、これは家賃と駐車場なので、1人の人が1年間やったとすると、駐車場と家賃で24件と。また、時効は5年なんだけれども、別なお金を借りている借金の部分でも同じなんだろうけれども、5年な

んだけれども、1回払ってしまうとそこから5年ということで、件数が積み重なっていくと、そういう考えでよろしいんですか。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 委員おっしゃるケースもございますし、また、例えば、分納計画とかを出していただきまして、それで未収金そのまま計画的に減らずにそのまま債権となるような金額が増えていってしまうというパターンもございます。

あと、体がちょっと不自由になりまして施設等に入りまして、例えば、そのままお亡くなりになって、市内にそのまま家賃が未納になってしまっているなど、様々なケースがございます。

以上でございます。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

これは回収に努めて、いろいろな手を打っていくんだけれども、最終的には所在不明というような形になって、こういった放棄するようなことになっていくんでしょうけれども、これ、時効は5年と定められていて、放棄するには議会の議決ということにはなっているんでしょうけれども、いろいろ勉強というか放棄について調べていってみると、最近だと、きちんと市で条例などで特例というか、いろいろな部分を定めてこういった処理をしていくところもあって、こういった状況も増えていると、もうずっと増えてきているというんですけれども、こういったところは塩竈市としてはどういった考えを、今後これは永遠に、永遠というか、長く続いていくわけなんですよ。だから、そういったところ、何か取組を推進したほうがいいのかという考えもあるんですけれども、その点、どうお考えなんですか。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今の件について、多分、管理の条例、一括条例の制定に絡むお話かなと伺いました。多分、今回の権利の放棄についてですけれども、今回、本市では、昨年度から第5次行財政改革推進計画における事務の効率化を図るため、その基本的な考え方を整理しながら取り組んでおります。

それは、消滅時効が完成した債権などを収納見込みの乏しい債権を保有し続けることは、管理コストの増加やほかの債権の収納にも影響を与えかねないということで、管理全体の効率性を損なう可能性があると考えることから、権利の放棄の議案をこのように提出させていた

だいているところです。

こうした形で議会にご審議をお願いするのは、本市にとっても近年ないことであるため、まずはこのスタイルを積み重ねさせていただければと考えております。その上で、債権管理についてより適切な在り方があるのではないかという認識が形成された際には、私ども執行部といたしましても、そのタイミングで別途検討していくことが重要だと考えています。

以上になります。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

債務者の皆さんとしては、いろんな事情、理由でこうなっている部分、悪質な部分はまた別な方法というものが出てくると思うんですけども、やはりそういった生活とか、急な出来事とか、いろいろなあれで1回、1つのことになると、この1つのことだけではなくて、いろいろな部分に反映というか、響いて、かなりの苦しさが出てくると思うので、やはり、この辺の進め方も考えて、きちんとした形のものをつくって進めたほうがいいのかなど思って質疑をさせていただきました。今後、よろしく願いいたします。

以上です。

○土見委員長 ほかに。

志子田委員。

○志子田委員 私から1つだけ確認というか、お聞きします。

今回の一部を改正する条例、料金改定とか手数料とか、議案第65号、第66号、第67号、第69号、第70号、第71号が含まれたと思うんですけども、これを全部足すと、1年間でどのぐらいの金額、トータルで何ぼぐらい増収というか、あるいは、市民からすると負担額というような捉え方ですけども、金額はどのぐらいになるか、そこだけお聞きします。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今回の見直しにおける増収幅なんですけれども、条例上、今回このように見直しをさせていただいたときに、手数料、使用料ともに800万円ほどの増収を見込んでおります。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

これ全部合わせてですか。そうすると、ここは産業建設常任委員会の部分だけなんですけれども、ほかの常任委員会のことは聞けないですよ。聞けるとすれば、この800万円というのは、塩竈市で考えている全部のうちの、産業建設常任委員会はどのぐらいの割合なんですか。

○土見委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今申し上げました800万円のうち、産業建設常任委員会に絡む部分ということになるんですけども、例えば、建築台帳の記載事項の証明書ですと、プラス3万円の増収を試算しております。あとは、給水装置工事の検査ですと48万円ほど、排水設備設計の審査においては4万円ほど、排水設備工事の検査でも2万円ほどとなっております。

以上になります。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 全部で800万円ですか。ということは、金額的に物すごい金額ではないという感じでは受け止めました。指定管理者絡みのところの金額が大きいんでしょうから、産業建設常任委員会ではそういうものは該当ないと。分かりました。ありがとうございました。

○土見委員長 ほかにご発言はございますでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 教えていただきたいと思います。

各議案として上がっている中で1つ教えていただきたいのは、共通項目というものがあって、たまたま開いたのが、資料No.20の塩竈市建築基準条例の一部改正、これだけではないですよ。出ている条例改正全てでお聞きしたいんですけども、基本的な考え方ということで、原価であるサービス提供経費の反映をと。それで、手数料・使用料の見直しで、住民説明会の資料を見ても全てそのように書いてあるんですね、今回。

だけれども、見直し額は示されたり、激変緩和策といったものは示されているんですけども、残念ながらサービス提供経費の反映を基本という根本的な算定基準というか、そういったものが全く示されていないんですが、それというのはどうやって私どもに理解しろと言っているのかお示しをいただきたいと思います。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 コストということでご指摘をいただきましてありがとうございます。

内部的には、当然、ランニングコストや施設の運営経費といったものは、当然ながら把握し

た上で、適切な計算を進めてきていると、そういった経緯がございます。

議会の皆様に対しましてはということになりますと、例えば、5月の協議会だったと思いますが、総括にはなりますけれども、ランニングコストや手数料に関するサービス提供経費というものは、トータルではお示しさせていただいているというようなこととなります。

今回も、いろいろ見直しを進めている過程で分かりにくいのではないかとというようなご指摘も様々ないただきましたけれども、やはり、ある意味では、初めての取組だったというようなこともございますので、しっかりそこは反省させていただいた上で、次につなげていきたいと考えておりますので、そこはまた別途、適切に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、お伺いしたいんですけども、たしか伊勢委員が総括質疑をやったときに、総務部長から、先ほど質疑あったけれども、市場性・非市場性が算出根拠になっているみたいな話をされたんですけども、特に施設の維持管理、使用料のところに出てきたんだろうけれども、本市の町なかを見たときに、貸館をやっている事業者というのはそんなにいないような気がするんです。ほぼ公共施設のような気がしているんですけども、そうすると、多分、私は、船橋市やいろいろなところの使用料・手数料算定の基本的な考え方というものを参考にしながら申し上げているんですけども、これは、多分、負担割合を出すための考え方、さっき言っていたマトプラス（「マトリックス」の声あり）、マトリックス、あれというのは負担割合を出すために使っているようなんですけども、そうすると、多分それで苦しくて、しばらく見直ししていなかったから、近隣の施設の利用料と比べたら、若干うちが安かったなのでそこに合わせようやと。1.5倍というのは、どこもかしこも1.5倍、1.5倍と言っているのが激変緩和で、それから、外部利用者についても1.5倍というのも、ほかも全部やっているの、こんな感じの提案をしましたということでは見られないんです、私。

今回初めてやったから、今後、見直しをかける中で具体的な、多分、使用料算定の基本的な考え方なんかも示してくるんだろうけれども、今スタートライン、キックオフと言ったけれども、キックオフのスタートラインだからこそ、算定基準というものを明確にしていかなかったら、私たちにどうやってこれが正しいか正しくないかを判断しろというのか分からない、言っていることが。だって、別に使用料がほかの自治体より安い・高い、安いからそれが悪いということではないと思うんです。その分のところをほかのところで一生懸命頑張ってい

れば別にいい話じゃないのかな、住民サービスを上げるためなんだから。なぜほかのところより低いからそこまで上げなければいけないんだという根拠になるのか、そこを説明してください。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 ありがとうございます。

原価についての情報提供が遅きに失したのではないかというようなご指摘だと受け止めました。

先ほどの繰り返しになりますけれども、当然、内部的にはそういったものを出させていた上で計算をさせていたというようにあります。

1つ、私ども今回初めてのアプローチということもございますので、市民の皆さんに説明会をさせていただく中で、やはり、1つは施設の状況や手数料、行政サービスの状況というものを、財政状況を含めて、分かりやすくご理解いただくということが非常に重要だと考えております。要は、被受益者負担が出ているというのが非常に重要だと思っておりましたので、そういった過程の中で、分かりやすいということを優先したというような過程の中で、少し情報についてはカットしたという部分もご指摘のとおりだと思いますので、今後については、しっかりそちらを受け止めまして、反省させていただいた上で、適切に事務を進めていきたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 住民説明会でいうと、それが根拠にはなっているようだけれども、よくサークルを募ったり、いろいろなグループをつくったりして公共施設を利用していますという方からしてみると、多分、いろいろな意見が出ていたのでご存じだと思うんだけど、じゃあこうやって私たちは税金以外に今までも使用料を払っています、もしくは、減免対象になったりしていますよと、使わせていただいていますよと。じゃあ今度、使用料が高くなったときに、高くなった分に見合った何か新たなサービスが提供されるんですかというようなご指摘があったかと思う。それは、多分、総務教育常任委員会関係でも民生常任委員会関係でもだけれども、指定管理者制度を使って運営主体を民間にしているわけだ。

であれば、説明としてみれば、そういう方々に指定管理者制度を導入するといったときに望んだ、希望したその方々のこれまでの知見、そういったものを生かして、サービスの向上が

図られるだろうということがどこかにあると思うんです、普通は。

指定管理者制度について考えたときに、これは使用料の在り方などについては、仕様書で市役所と契約して指定管理者の皆さんがやっている。収入になってね。それは、原則は変わらないんだと思うんです、5年間。その代わり、もし万が一何かあったときに、景気が悪くなったりなんかしても、今多くの自治体が指定管理者制度の導入に当たっての基本方針を示しているんだけど、うちはないようだけれども、それを見ると、減収になっても補填しないということを明確にうたっているところもあるんです。だから、指定管理者制度を導入している公の施設などについては、こういう使用料などの見直しの実施時期に当たっては、新しい公募によって選ばれた時期のときの公募要領の中に具体的にうたいながらやっていくということはほかの自治体全部やっているんだけど、この条例案を見ると、うちのは何か分からないけれども、来年の4月1日から全部実施になってしまっているんです。この辺の筋が全く分からない。その理由として、マリゲート塩釜、公の施設がある。ここの塩竈市の取組の姿勢が悪いんです。なぜ第三セクターが、指定管理を受けているところがもっと利益を上げるように自前で努力しないのかということに言及しないから悪いんです。それがインセンティブなんでしょう、指定管理者の。途中でルールを変えて、そこへの利益提供をするということを認めろということは認められない、私は。それに対してご説明ください。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 ありがとうございます。

今回、料金見直しに当たってサービス向上があつてしかるべきだろうというようなご指摘をまず1点目にいただきましたので、今回、いろいろ市民説明会を進めている過程で、市民からの生の声としては、住民票の発行について大きな声が聞かれましたので、コンビニ交付について、窓口交付と比べてメリットを設けるべきではないかというようなご指摘もいただきましたので、そちらについては所管と調整の上でコンビニ交付が有利になるような取組をさせていただいておりますし、あと、例えば、公民館など、今まで3時間といったスパンでの貸出しだったと聞いております。そちらを今回、見直しのタイミングに合わせて、よりきめ細かく貸館できるように1時間単位にするとか、そういった見直しも併せてさせていただいておりますので、我々としては、しかるべく取り組ませていただいた経緯がございます。

もう一点、マリゲート塩釜につきましては、非常に難しい問いだと思いますが、マリゲート塩釜につきましては、物価高騰の状況や新型コロナの状況もあつて、収支構造が非常に

悪化しているものと私ども承知しているところでございます。マリンゲート塩釜、利用料金制ということで施設を運営していただいておりますが、そういった収支構造が悪化している状況もあって、ある意味では、内部留保を一定程度取り崩しながら運営をされていると伺っているところでございます。

今回、こういった料金改定に踏み出ささせていただくことで、例えば、市外利用の1.5倍とか、あと冷暖房の部分に関しましては、一定程度、改善するのではないかと考えているところもございまして、持続可能なマリンゲート塩釜、非常に重要な施設だと思いますので、維持していくためにも今回の見直しは必要なものと私どもとしては捉えております。

以上でございます。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっと勘違いしているけれども、勘違いはしていないんだろうけれども、優秀だから。マリンゲート塩釜というのは、公の施設の名前、塩釜港旅客ターミナルの名称。それで、第三セクター塩釜港開発株式会社、これが指定管理を受けて、維持管理を含めて、それ以外にも、本当はあの辺の港湾地区の再開発事業の提案だとか、いろいろなまちづくりを考えることが前提ではあるんだけど、今お話しになったのは、塩竈市は出資しているとはいえ別法人なんです。副市長が副社長で行っているのは存じています。ただ、それも塩釜港開発株式会社の経営危機になったときに、相当ここは苦しみました、私たちも。市長でありながら、当時、社長もやっていたところもあったので。ただ人格が違うということが最後の落としどころになっていったんです。顔は一緒でも人格が違ふと。その法人ですね。そういうところが、最後、これは裁判上は何とかなるべということできずと経営再建に向けてやっていたんだけど、今も私はそう考えています。

そうすると、そうなったときに、申し訳ないけれども、塩竈市の職員が、財政担当を含めたそういう施策の担当者が、第三セクターの経営状況をよしあしと考えるというのは、その辺がちよっと分からないんです、この使用料の値上げと反対の部分で。だって、相手の別法人の経営改善を図るために使用料を上げたり電気料を設定したりという説明ですよ、今のは。そうではないと思うんだけど、どうでしょうか。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 まず、ご指摘いただきました塩釜港旅客ターミナル、マリンゲート塩釜の言葉の使い方の部分に関しましては、認識そごもあったかもしれません

ので、それについては、しっかり私も勉強させていただきたいと考えております。

先ほど申し上げたとおり、この場合は塩釜港旅客ターミナル、条例の言葉を使ったほうがよろしいかと思いますが、今回、いずれにしても、非常に財政が逼迫している状況もございますので、今回、料金改定に踏み切らせていただいて、あるいは、収支構造の見直しをすることにつながるかと思いますが、そちらについては適切に進めさせていただきたいと考えています。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、条例案の提案の趣旨の説明が違ってくるんです。第三セクター塩釜港開発株式会社の収支構造を安定させるためには、このように市としてもそこに協力しなければいけないんだということでの出し方になるわけです。

だから、そういうところをもうちょっと、私たちは長くやっているから、そこに携わらなくてもよく中身は分かっているんだけど、最近、よく浦戸に行くので船に乗りに行くと、残念ながらテナントはどんどん撤退していますよね。それに対する指定管理を受けた事業者への、本当に塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例というものがあるんだけど、そこに定めている、本当にその施設を有効に活用して市民の福祉の向上につながるかどうかというところの判断を、毎年度、報告書を出してもらう中で、担当はどのように判断しているのかお伺いします。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 マリンゲート塩釜につきましては、毎年、事業者からの報告書を頂く中で、市側の基準に照らして採点をさせていただいている状況です。

残念ながら、会社側の採点よりも、やはり市側からの採点のほうが低いと思っておりまして、会社だけでなく市も一緒になって、今後の改善についてどうしたらいいか考えたりもしている状況です。

以上です。

○土見委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ほかの民間企業が指定管理を受けて行っていたら、多分、この条例の第8条の指定の取消し云々まで塩竈市はやると思うね、ほかだったら。第三セクター塩釜港開発株式会社だから、そこまで踏み込まない、改善命令を出さないということだと思うので、そういうことなんだから、もうちょっとこの辺はほかのものと一線を画して、やはり在り方を出すべき

じゃないかと私は思うので、その姿勢を持ってこの条例の賛否に臨みたいと思います。

以上です。

○土見委員長 ほかにご発言はございますでしょうか。

志賀委員。

○志賀委員 再度確認です。

今回のマリゲート塩釜の件の議案については、指定管理者が料金を値上げするときに、既存の条例が的確じゃないと。指定管理者から見て、値上げするのに条例が邪魔になるから条例を改定するという要素はあるんですか、ないんですか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 指定管理者には、一定の料金設定に関しまして基準額の100分の50から150までの間で、もちろん市との協議と承認により料金設定をする裁量が与えられております。こういった中での基準額を設定するものになりますので、そこから先の料金設定につきましては、今後の協議ということになってまいります。

以上ですが、現状では、会議室につきましては100分の100と、基準額どおりの金額で運用しております。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、今回の条例改定については、会議室の15%値上げを認める条例を踏っているということと、あとは部屋の利用の仕方が変わるというものが議案として提案されているということと間違いはないですか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回のマリゲート塩釜、塩釜港旅客ターミナルにつきましては、市外の料金を新たに設定するというのと、あと、これまで実態と合っていなかった会議室を条例に正しく位置づけるということと、それから冷暖房の使用料を新たに設定するという内容になっております。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

○土見委員長 ほかにご発言はございますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

---

午前11時52分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第65号、第67号、第69号ないし第71号について、採決を行います。

議案第65号、第67号、第69号ないし第71号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土見委員長 挙手多数でございます。よって、議案第65号、第67号、第69号ないし第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号について採決いたします。

議案第66号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土見委員長 挙手多数でございます。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号、第75号、第79号及び第81号について採決いたします。

議案第68号、第75号、第79号及び第81号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土見委員長 挙手全員であります。よって、議案第68号、第75号、第79号及び第81号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時55分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員長 土 見 大 介